

市場第一部・第二部編

ページ	新	旧
34		
	<p>4 事業継続年数（規程第 205 条第 4 号）</p>	<p>4 事業継続年数（規程第 205 条第 4 号）</p>
	<p>申請会社は、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年<u>前より前（※）</u>から取締役会を設置して、かつ、上場申請日の直前事業年度の末日において、上場申請日における主要な事業に関する活動を3か年以上継続して行っていることが必要です。</p> <p><u>（※）例えば、直前事業年度の末日が2017年3月31日の場合、同日を起算日とした3か年前の日は2014年4月1日となりますので、その日より前の日以前（2014年3月31日以前）に取締役会を設置していることが必要となります。</u></p>	<p>申請会社は、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年<u>以前</u>から取締役会を設置して、かつ、上場申請日の直前事業年度の末日において、上場申請日における主要な事業に関する活動を3か年以上継続して行っていることが必要です。</p>

以 上